

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年8月30日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構本部
総務部長 大門 龍生

1 競争に付する事項

- (1) 件名
医療機器等共同入札（中小案件）に係るコンサルティング業務
- (2) 業務内容
入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間
令和4年9月の契約日 ～ 令和5年3月31日
- (4) 実施場所
国立病院機構本部
- (5) 入札方法
 - ① 入札金額については、入札仕様書に示す全ての業務の履行に係る、人件費、調整費等の諸経費を含めた一切の費用を織り込んだ上で、1仕様書（案）作成毎の単価を記載すること。
 - ② 入札単価については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
 - ③ 落札者の決定については、②の単価に当該金額の消費税等額（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき100分の10を乗じて得た金額をいう。なお、税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等額は変動後の税率により計算した額とする。）に相当する額を加算した金額に当機構が提示する予定数量を乗じて算出した額の総価（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の本体価格を記載すること。
- (6) その他
独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第22条の規定に基づき単価契約とする。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地方の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条

の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (5) その他入札説明書記載の資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

- (1) 入札書の提出場所、入札及び仕様書に関する照会先

〒152-8621

東京都目黒区東が丘2丁目5番21号

独立行政法人国立病院機構本部総務部総務課会計係

電話 03-5712-5050

- (2) 入札説明書等の交付方法

〒152-8621

東京都目黒区東が丘2丁目5番21号

独立行政法人国立病院機構本部 総務部 総務課 会計係

電話 03-5712-5050

メールアドレス：700-kaikei●mail.hosp.go.jp

※入札説明書等書類一式は電子媒体にて交付するので、交付を希望する者は、件名に「【医療機器共同入札コンサル】入札説明書等交付希望」と記載し、上記メールアドレスにメールにて連絡すること。(迷惑メール防止のため、●は@に置き換えること)

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札書の受領期限

令和4年9月14日(水) 17時00分

(郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)

- (2) 開札の日時及び場所

令和4年9月15日(木) 10時30分

独立行政法人国立病院機構本部1階会議室12

5 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務

を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約の相手方の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。